

# 第五次 近江八幡市行政改革実施計画進行状況

## 総 括 表

平成21年4月

近 江 八 幡 市

## 第5次近江八幡市行政改革実施計画進行状況(総括表)の定義等

### 【項目】

○第五次近江八幡市行政改革実施計画（以下、「実施計画」という。）の取組項目を記入しています。

### 【取組内容】

○実施計画の「取組内容」を記入しています。

### 【最終目標】

○実施計画の「効果見込」を記入しています。

### 【第五次行政改革実施計画策定時における現状と課題】

○第五次行政改革実施計画策定当初の現状と課題を記入しています。

### 【改革の具体的内容】

○計画期間中に取り組む内容を記入しています。

### 【取組状況】

○平成20年12月末日現在の取組状況を記入しています。

### 【平成21年度末達成目標】

○第五次近江八幡市行政改革の最終年度にあたる平成21年度の達成目標を記入しています。

### 【年度目標】

○実施計画の年度目標を掲げ、変更のあった場合は2段に表示しています。上段(変更前)、下段(変更後)の年度目標を記入しています。

※「行政のサポート体制の整備」に関しては、具体的に取り組んでいる「公民館団体(サークル)の自主運営の支援」、「文化協会への支援」「土地改良団体協議会の自主運営の指導」を個別に記入しました。  
また、「業務の見直し(廃止・統合)」に関しても、「地域総合センターの見直し」「児童館の見直し」「教育集会所の見直し」「老人憩いの家の見直し」を個別に記入しました。

第五次 近江八幡市行政改革実施計画進行状況 総括表

担当部・課	項目	取組内容 〔改革方針〕	最終目標 〔目的〕	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標							
								17	18	19	20	21			
【 地域の創造を可能にする新しい自治システムの確立を目指した改革 】															
- (1) 地域協働の推進															
1	まちづくり支援課	パートナーシップによるまちづくり	市民と行政による協働のまちづくりをルール化したまちづくり自治基本条例の制定を行い、協働によるまちづくりを実現するための啓発を行う	市民と行政による協働のまちづくりを実現する	市民と行政との役割分担が明確になっていない 市民による主体的な活動が成熟していない 協働のまちづくりに対する意識が定着していない	協働のまちづくりの推進のため、啓発活動を広く展開する。各学区にまちづくり協議会の設置やNPO支援の充実を図る。市民の主体的な喚起につながる取り組みを行う。庁内の横断的な取り組みを進める	行政審議会による「まちづくり協議会」についての市民啓発等を行なったことにより、学区ごとの「まちづくり協議会」の設立への取り組みが進み、地域の自立を促進することとなった(7月)。 平成20年12月末現在で、6学区1地域で「まちづくり協議会」が設立された(平成21年3月末には全学区において設立予定)	市民と行政による協働のまちづくりの実施と検証 協働のまちづくりの啓発 各学区まちづくり協議会の設置 各学区まちづくりへの市職員による支援体制の整備	検討	一部実施	一部実施	一部実施	実施		
2	まちづくり支援課	NPOとの協働のまちづくり	NPOと行政との協働のルールを策定し、全庁的な取り組みを図る。 NPOの活動支援体制の充実を図る	NPOの活動支援体制の充実を図り、行政とNPOとの協働のまちづくりを目指す	NPOと行政の双方が、互いの依存関係から脱却できておらず、協働によるまちづくりに向けた取り組みが進んでいない	「NPOと行政との協働のあり方に関する答申」に基づき、協働の指針策定、NPO活動支援及び全庁的な取組みとするための、職員研修の開催や推進体制の整備。 NPOと行政とのコーディネート機能の確立と役割を明確にし、中間支援組織の育成と支援体制の充実を図る	NPO中間支援組織へNPO支援業務を委託した・中間支援会議事務局員兼NPO活動コーディネーターを1名配置 ・NPO情報バンクの設置による情報発信 NPO活動促進事業助成金事業を実施した 公益市民活動の活性化を図るため「近江八幡市中間支援会議」を設置し、若年層の活動の活性化と新規団体の発掘等を行なった	NPOと行政との協働指針に基づく協働事業及び支援制度の実施と充実 職員研修の開催や推進体制の充実 中間支援組織の支援体制充実	検討	検討	一部実施	実施			
3	まちづくり支援課	学区の身近な自治システムの形成	現在の学区自治システム及び学区公民館のあり方を見直す行政と市民の役割分担を明確にするとともに、学区まちづくりを推進するための体制を整備する	学区の自治コミュニティ活動を住民自らが担えるようになることを目指す	一部学区においてまちづくり協議会が組織化されておらず、また、実質的な協議会運営はなされていない。 全市的に地域住民および行政職員に定着したものになっていない	学区まちづくり協議会基本方針の確立 まちづくり協議会について学区役員をはじめとする地域住民への啓発・周知を行う 市民と行政の役割分担を明確化し、公民館運営のまちづくり協議会への委託化を図る 学区まちづくり協議会の活動を支援する方策を検討する	各地区まちづくり協議会の設立のための支援(4月、5月)を行ない、今年度中に沖島を含む全ての地区において、まちづくり協議会が設立されることとなる。 まちづくり支援助成金制度により、各地区が独自のまちづくり活動を行なうこととなり、地域の自立を促進することとなった(10月)。 公民館のコミュニティセンター移行に向けた体制検討を行っている	公民館をコミュニティセンターへ移行するための条件整備を行なう まちづくり協議会への各事業委託のための条件整備を行なう	検討	検討	一部実施	一部実施			
4	各担当課	行政のサポート体制の整備	各分野において市民が自主的に活動を展開する際、市民と行政の役割を明確にし、市民が必要とする役割について行政がサポートできる体制を整備する	社会貢献活動を行っている市民活動団体が公共サービスの担い手になるための育成と支援の充実	業務(事業)の目的が共有できていないため、行政と団体の役割が明確になっておらず、将来的な展望を持っての支援ができていない	業務の点検・評価を行う中で、市民活動団体に行政が関与する(役割分担する)必要性があるのか、また、どのように関与するのか明らかにする 役割分担を図ることについて行政側の課題を明らかにし支援の方策を検討し、全庁的な取組に結びつける	補助事業の成果や委託内容と事務局機能のあり方に焦点をあてた投げかけを行いながら、業務の点検・評価を実施した(6月～7月)〔内部評価〕 行政評価(第三者評価)制度を導入し、幾つかの支援業務について評価を行なう中で、関係団体への行政関与のあり方について見直しを行なった〔外部評価〕	協働のまちづくりに基本条例との整合性を図りながら、市民活動団体と行政の協働を推進していく	検討	検討	一部実施	一部実施			
4	三世代交流課	【別掲】 公民館団体(サークル)の自主運営への支援 行政のサポート体制	団体等それぞれの組織の自主性を促す 公民館職員の行うべき業務を明確化するとともに、団体等が自主的な活動を展開するためのサポート体制を整備する	各学区公民館が抱える団体やサークル等が自主性を持つよう働きかけ、公民館運営の適正化を図る	各学区公民館が抱える団体やサークル等の経営能力や運営のあり方に格差があることから、行政のサポート体制の整備が迫られている	各学区公民館が抱える団体やサークル等を所管する庁内部署を洗い出す サークルの自立についての理解を得て自主運営と自主経営が行えるように啓発と指導を行う 公民館のコミュニティセンター化に備え、関係団体やサークル等の会計事務処理を団体自身で行うために、事務処理の適正化を進める	各種団体、サークル等における自主運営と自主経営について、平成22年4月から各団体へ移行することの啓発と指導を行なった サークル等については自主的な活動と経営が行なわれるようになった。 各種団体の事務点検を3ヶ月に一度実施し会計事務処理等の画一的な方法による適正処理の定着化を図った	各学区公民館が抱える団体やサークルの自主運営と自主経営を確立する コミュニティセンターへの移行に向けた事前調整を行う	検討	検討	一部実施	一部実施	一部実施		

担当部・課	項目	取組内容 【改革方針】	最終目標 【目的】	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度未 達成目標	年度目標						
								17	18	19	20	21		
4	地域文化課	【別掲】 文化協会への支 行政のサポ ート体制	団体と行政の役割を明確に する 文化協会の自主運営にむけ 取り組む	市民との協働による文化芸術の 振興を図る	市民との協働という視点から、 文化協会と行政の役割が明確 になっておらず、支援体制も確 立されていない	文化協会が自主運営を行えるよ うに次の指導・助言を行う 自主立の意識付け 事務局の確保 事務担当者への配置について の指導 活動資金確保に向けた取り 組みの指導 自主活動の場の確保	必要に応じ文化協会の会議・事業に出席し、自主運営に向け た指導、助言及び支援を行なった。 文化協会会則を改正し事務局を会長宅に置いた 自主的・主体的な団体運営と事業の企画運営が行なわれる ようになった	自主運営確立後のサポートを行 う	検討	一部 実施				
4	農村振興課	【別掲】 土地改良団体協 議会の自主運 営の指導	団体と行政の役割を明確に する 土地改良団体協会の自主 運営にむけ取り組む	土地改良団体協議会の運営の 適正化を図る	土地改良団体協議会と行政と の役割が明確になっておらず、 支援体制も確立されていない	平成18年度から会長が属する 改良区に事務局を置き、市行政 も土地改良団体協議会の一會 員として参画サポートする	会長が属する改良区に事務局を置き運営している 市は、年会費(負担金)を支出し協議会の一員として協力・ 支援を行っている	適正に事務が執行されるよう指 導と支援を行う	検討	実施				
5	まちづくり支援課	外国人相談体制の充 実	ボランティアやNPOと協働し た支援体制を構築する 外国人市民への全庁的な支 援体制の整備を図る	外国人の相談のための支援体 制の充実を図る	外国人市民への全庁的な支 援体制の不備 特に医療、教育分野における 母国語での対応の需要に対し、 ボランティア等人材が不足して いる	外国人市民への全庁的な支 援体制の整備を行う 医療、教育分野におけるボラ ンティア等の人材発掘や研修会 等によるボランティアの育成を 行う 多言語による相談コーナーの 設置を行う	ボランティア等の人材発掘とボランティア登録の充実を行 なった 外国人窓口相談員2名(ポルトガル語・英語)の配置、行政 窓口通訳及び生活相談の実施により外国人市民への行政 サービスの向上と生活支援を行なった 庁内連絡調整会議の開催(12月)により庁内多言語表記へ の対応を図った	多言語による相談窓口体制 の充実 ボランティアの育成及び活用 策構築 庁内関係課連絡調整会議の 充実	一部 実施	一部 実施	一部 実施			
6	生活安全課	災害などの有事の際 の協働体制の構築	全自治会において自主防災 組織が設立されるよう取り組む 有事の際に初期行動体制が とれるよう地域のリーダーを養 成する	地震・火災・水害等の緊急時に 備え、自主防災組織を設立し、 初期行動体制を整える	防災対策は多くの自治会におい ては自衛団で対応している為、 自主防災組織の組織率は低い	全自治会において自主防災 組織が設立されるよう取り組む 有事の際に初期行動体制が 取れるように地域のリーダーを 養成する	自主防災育成のための普及啓発活動により、自主防災組 織の組織率は前年度比1割増となった(56.2%) 全自治会において自主防災組織が設立されるよう、市連合 自治会に対する説明会(1回)や各自治会での出前講座(5 回)において啓発を行なった 学区まちづくり協議会での地域防災力を高めるための講座 (1回)を開催した 関係機関の開催する研修会等に地域の代表者を派遣した (延べ135名)	組織や個々の意識の高揚と能 力の向上により自主防災の強 化を図る	実施					
7	三世交代課	生涯学習推進体制の 確立	生涯学習の理念である、生涯 にわたっての学習機会の提供 近江八幡市生涯学習社会づ くり構想のもと、地域課題にあ う学習機会を提供 地域の人材を育成し、地域課 題の解決につながる生涯学習 推進体制の確立	近江八幡市生涯学習社会づ くり構想を改定し、中央公民館 コミュニティセンター移行後の公 民館の組織体制、生涯学習事業 について検討が進んでいない	コミュニティセンターやまちづ くり協議会の役割が明確でなく、コ ミュニティセンター移行後の公 民館の組織体制、生涯学習事業 について検討が進んでいない	コミュニティセンター移行後 の公民館組織・業務内容及び生 涯学習推進体制について検討 平成20年度において、平成15 年3月に改訂した生涯学習社会 づくり構想の見直し	新たな公民館体制及び生涯 学習推進体制の確立 公民館業務の整理の実施 学区まちづくり協議会への事 業委託について検討	検討	検討	一部 実施				
【 健全で勢いのある財政運営を目指した改革 】														
- (1) 経費の節減等財政の健全化														
- (1) - 予算規模の適正化														
1	財政課	経営改善計画の進行 管理	経営改善計画の進行管理を 行う 経営改善計画を行政改革実 施計画とリンクさせるために、改 定する	財政の健全化を図る	普通会計の全業務について 見直し・廃止・縮小・検討等の取 り組み状況の把握に努めている が、予算と業務の点検・評価が リンクしているという認識が低い 国や県の財政構造改革に伴 う影響が明確になってきた業務 があることから、財政シミュレ ーションを見直し必要がある	経営改善基本計画の進行管 理を行う 経営改善基本計画と行政改 革実施計画の見直し	経営改善基本計画の取組経過等研修会(5月)を実施した 1300業務について担当課にヒアリングを実施し、業務の見 直し状況、職入の確保状況等の把握をすると同時に、財政シ ミュレーションを行い、経営改善に向けた意識改革について啓 発を行った(6月～7月)	職入の見直し状況、職入の確保 状況の把握	実施					

担当部・課	項目	取組内容 [改革方針]	最終目標 [目的]	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標							
								17	18	19	20	21			
2	財政課	予算枠配分制度の導入	各担当部局ごとに予算を配分し、各部の裁量に基づき業務活動を実施することができる予算編成方式に変更する。	予算規模の適正化を図る	国の「三位一体改革、県の「財政構造改革プログラム」の影響から、地方自治体においては一般財源をはじめとした大幅な財源不足が生じており、財政運営はかつてない危機的な状況となっている	予算編成方法を「積み上げ方式」から「枠配分方式」に移行する 市民等へ予算関連情報や財政状況に係る情報提供の充実を図る 経営改善基本計画による財政シミュレーションに沿った形で財政運営に努める	予算編成方法の枠配分方式の更なる徹底と問題点の改善を行なった 職員向け予算説明会(10月)の実施と予算調整担当者への実施による意識改革の周知を行なった 経営改善基本計画・集中改革プランとリンクした財政シミュレーションを実践した	当初予算編成の枠配分方式業務改善、行政改革実施計画の進捗との整合 補正予算による歳入歳出の財源調整の実施 市民等へのわかりやすい充実した財政情報の提供	試行	実施					
- (1) - 税等収納率の向上															
1	収納課	市税収納率の向上	収納率の向上(現年分98%)を目指す	税負担の公正を確保する	租税に対する認識が不十分なことなどから滞納者が存在している	滞納整理強化月間を設定し、行政管理部職員による夜間等の臨戸訪問を実施する 口座振替による納付を推進し、により収納率の向上を図る ネットバンキングやカード決済について検討し更なる利便性の向上を図る	年間を通じて滞納整理を実施した 滋賀地方税滞納整理機構と共同徴収チームを編成し高額滞納者の滞納処分の実施とインターネット販売に取り組んだ 共同徴収と、滞納整理強化月間(12月・5月)に関する周知を行なった 平成19年度収納率=97.83%(現年分) 対象(個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税)	きめ細やかな納税相談や滞納整理を行い、納税意識の向上を図る 口座振替の利用促進を図る	実施						
2	保険年金課	国民健康保険料の収納率の向上	収納率の向上(現年分93%)を目指す	国民健康保険事業の安定運営を確保する	高齢化や高度医療の進展、就業構造の変化や失業等にもともなう加入者や医療費の増加等、構造的な課題を抱える国民健康保険事業運営において、国県の財源負担構造も変化し新たな支援が見込めない中、本市においても国民健康保険料の確保はより重要となっている	徴収業務の徹底 返戻郵便等の早期実態調査の実施 訪問徴収の充実(徴収体制・特別訪問徴収) 口座振替納付の拡大 納付相談の徹底 資格管理の徹底 納付意識の喚起	徴収体制の強化、徴収サクルーフ設置、嘱託徴収員の設置(4名) 訪問徴収を充実 訪問相談の徹底(納付誓約の取り付け) 資格管理の徹底(短期証・資格者証の運用の徹底、運用基準の整備) 納付意識の喚起 平成19年度収納率=92.84%	徴収業務の徹底(督促状・催告状の迅速な発送、夜間電話催促、差し押さの実施) 訪問徴収の実施 納付相談の徹底 納付意識の向上	実施						
3	介護保険課	介護保険料の収納率の向上	収納率の向上(普通徴収現年分91.29%)を目指す	介護保険事業の安定運営を図る	所得状況等による保険料滞納者が増えている 介護保険制度に対する無理解者の滞納も多い	徴収業務の徹底(督促状・催告状の送付等)により強い徴収を行う 制度無理解者等には戸別訪問を実施する 悪質滞納者には給付制限も視野に入れた対策を講じる 介護保険制度の啓発実施(広報、出前講座等) 特別徴収の補足回数を増やし65歳到達者の特徴化を促進する	未納者に対して、督促状及び催告書を送付することにより、納付を促した 個別訪問や出前講座・広報等を通じて制度の周知や啓発を展開した 悪質な滞納者への給付制限について検討を行なった 平成19年度収納率=87.05%(普通徴収現年分)	介護保険事業の安定した運営のために介護保険料の収納率向上を図る 徴収業務の徹底(督促状・催告状の送付等) 制度無理解者等には戸別訪問を実施 悪質滞納者には給付制限も視野に入れた対策 介護保険制度の啓発実施(広報、出前講座等)	実施						
4	住宅課	住宅使用料の収納率の向上	収納率の向上を目指す	市民間の受益と負担の公平性の確保	家賃負担義務の意識が低いことから滞納者が存在している	徴収業務の徹底により、現年分を中心に収納率の向上を図る 入居者には家賃負担義務があることを啓発する 悪質滞納者、不正入居者には住宅明け渡しを求め訴訟を実施 訴訟を実施することで滞納者には強制退去の危機感を持ってもらい滞納防止につなげる	徴収業務の徹底により、収納率の向上を図った 入居者には家賃負担義務があることの啓発を行なった 悪質滞納者、不正入居者に明渡請求を実施した(10件) 滞納者を担当者制により管理した 平成19年度収納率=86.71%(現年分)	徴収業務の徹底により、収納率の向上を図る 入居者には家賃負担義務があることを啓発する 悪質滞納者、不正入居者に明渡請求の実施	実施						
- (1) - 受益者負担金の適正化															
1	看護専門学校	看護専門学校授業料の見直し	看護専門学校の授業料を見直す	受益者負担金の適正化	看護専門学校の維持管理のために適正な授業料設定による受益者負担が必要である	適正な受益者負担の算定方法を検討する 授業料の値上げを行う	H18年度から授業料の改正を行なった (年額 240千円 300千円) 適用: H18=1年生 H19=1年生、2年生 H20以降=全学年	適正な受益者負担額を設定するために、県内等の看護専門学校の授業料等の情報収集を行う	検討	実施					

担当部・課	項目	取組内容 [改革方針]	最終目標 [目的]	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度未 達成目標	年度目標						
								17	18	19	20	21		
2	環境課	ごみ処理手数料の見直し(事業所分)	事業所等から事業所活動によって生ずるごみ処理手数料を見直す	受益者負担金の適正化	施設維持のために適正な受益者負担が必要である	一律150円/10kgを 100kg未満を250円/10kg 100kg以上300円/10kg に改正する	新手数料により対応(平成18年4月~) 100kg未満を250円/10kg 100kg以上を300円/10kg 参考 搬入ゴミ(可燃ゴミ+不燃ゴミ+粗大ゴミ) (平成18年度搬入ゴミ量 6,571,830kg) (平成19年度搬入ゴミ量 6,309,710kg)	受益者負担の適正化を図る	検討	実施				
3	環境課	火葬場使用料の見直し	新火葬場(さざなみ浄苑)の改築に伴い、使用料を見直す	受益者負担金の適正化	新火葬場の改築に伴い受益者負担の適正化を図るために適切な使用料を設定する必要がある	火葬料 市民 13歳以上 20,000円 13歳未満 10,000円 死産児 5,000円 身体の一部 5,000円 改葬 5,000円 その他(市外) 13歳以上 80,000円 13歳未満 40,000円 死産児 20,000円 身体の一部 20,000円 改葬 20,000円 愛玩動物(総重量)1頭当たり 5kg未満 6,000円 15kg未満 10,000円 15kg以上 14,000円	火葬料金については、新使用料で対応した(平成17年7月~) 愛玩動物の火葬を開始した(平成20年7月~) ・愛玩動物の火葬について関係自治会と協議 ・愛玩動物用火葬用品の整備 ・愛玩動物の火葬について市民及び動物病院へ周知	受益者負担の適正化を図る	実施					
4	健康推進課	健診負担金・実費弁償の見直し	各種健診の適正な受益者負担のあり方を検討する	受益者負担金の適正化	過去の各種健診および予防接種の経緯や近隣市町とのバランスも考慮し、適正な見直しが必要である	予防接種・健(検)診の実費弁償の見直しについては、過去の経緯や他市の状況についての情報収集を行ない適正な見直しを図る	(集団健診) 肝炎ウイルス検診(新規) 700円 (医療機関委託) 肝炎ウイルス検診(削除)	受益者負担の適正化・公正化を図る	実施					
5	幼児課	保育所入所負担金の見直し	保育所入所負担金の見直し	受益者負担金の適正化	県下他市の状況を踏まえ、延長保育、障害児保育、土曜一日保育の実施等の保育サービスの充実と、入所負担金の適正化を図る必要がある	平成17年度から平成19年度までの3年間で約2.3%づつ段階的に見直す	平成17年度から平成19年度までの3年間で約2.3%づつ段階的に見直した	受益者負担の適正化を図る	実施					
6	商工観光労政課	市営観光駐車場の有料化	市営多賀観光駐車場、市営小幡観光駐車場の有料化に向け取り組む	受益者負担金の適正化	市営観光駐車場の在り方について検討を行う必要がある	市営多賀観光駐車場・小幡観光駐車場の有料化を行う	両駐車場に管理人を配置し、使用料を徴収したことにより駐車場の管理運営にかかる財源を得た  参考 駐車場使用料 平成18年度 15,120千円 平成19年度 14,539千円 平成20年度 14,800千円(見込み)	受益者負担の適正化を図る	検討	実施				
7	下水道課	農業集落排水処理施設に係る下水道使用料の見直し	農業集落排水処理施設にかかる下水道使用料の見直し	受益者負担の適正化	本市の下水道使用料については、公共下水道、沖島特定環境保全公共下水道、農業集落排水の3種類の生活排水処理施設の使用料を徴収しているが、社会経済状況の変化、および下水道等の整備状況も異なることを考慮して適正な見直しが必要となっている	平成18年度に見直し検討資料を作成し、地元協議を行った上で使用料見直す	平成19年4月より大中、佐波江地区で実施した使用料改定内容 [改定前]1世帯=@4,077円/月 [改定後]1世帯= 基本料金:@2,000円/月 加算料金:(@500円×世帯員数)/月 [増加額](平成18年度との比較) 平成19年度=326千円増 平成20年度=351千円増(見込)	受益者負担の適正化	検討	実施				

	担当部・課	項目	取組内容 [改革方針]	最終目標 [目的]	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標					
									17	18	19	20	21	
8	住宅課	住宅使用料の減免率の見直し(特定目的住宅家賃の減免復元)	23年度に公営住宅家賃体系を統一化する	受益者負担の適正化	一般施策化後の受益者負担の公平化を図る方針により、平成19年度から復元してきた減免家賃を適正化する	[吉ヶ敷団地・追分団地・未広団地]～H18年度:2.5%減免 H19～22年度:各年度5%復元 [上記以外の地域改善向住宅]～H18年度:5.0%減免 H19～22年度:各年度1.0%復元	[吉ヶ敷・追分・未広団地] 1.0%復元(本来家賃の1.5%減額) [上記以外団地] 2.0%復元(本来家賃の3.0%減額) 参考 平成19年度 3,306千円 増額 平成20年度 5,005千円 増額見込み	[吉ヶ敷・追分・未広団地] 1.5%復元(本来家賃の1.0%減額) [上記以外団地] 3.0%復元(本来家賃の2.0%減額)		検討	実施			
9	教育総務課 幼児課	幼稚園授業料の見直し	幼稚園の授業料を見直す	受益者負担の適正化	県下他市の状況や「預かり保育」の本格実施を踏まえながら、幼稚園授業料の適正化を図る必要がある	授業料の適正化に向け検討を行なう	県内他市町の幼稚園授業料の状況についての情報収集に努めた	受益者負担の適正化に向けた検討を行なう					検討	検討
- (1) - 補助金等の整理、廃止・統合														
1	各担当課	負担金の見直し	廃止・統合	第五次近江八幡市行政改革実施計画 別紙 参照										
2	各担当課	補助金の見直し	廃止・統合	第五次近江八幡市行政改革実施計画 別紙 参照										
			再編・整理	第五次近江八幡市行政改革実施計画 別紙 参照										
- (1) - 業務の再編・整理、廃止・統合														
1	各担当課 財政課	業務の点検・評価	行政の関与のあり方を点検・検証する 「目的・成果」を基準に業務を体系的に整理しながら今後の方向性を探る	業務の継続的な改善を図る 業務の見直しを図る	行政改革の取り組みの成果や目標をできるだけ数値化すること 行政改革と事業評価と予算を連動させる取り組みが必要 それぞれの業務の目的、現状、課題等の把握と、費用対効果・事業効果の検証により、業務を整理する必要がある	公共サービスへの行政関与のあり方を点検・検証する 業務の点検・評価結果を予算とリンクさせる 目的・結果を基準に、業務を体系的に整理しながら今後の方向性を探る	業務点検・評価を実施し行政改革実施項目及び業務の見直し状況等の把握と行政改革推進上の課題の抽出を行なった 職員研修(政策形成研修会)を開催し職員の政策形成能力、意識改革の啓発を図った 第三者評価制度を導入・実施(指定管理者業務・重点事業 平成19年度実施業務)し第三者評価制度導入による市民へのアカウンタビリティ体制の充実を図った	業務の点検・評価の実施 ・業務点検・評価シートを活用し業務の見直し状況を把握する ・行政改革を推進するための課題を抽出する ・第三者評価制度を導入し、業務点検・評価シートの実施意義を浸透させる ・予算編成資料として活用する	H16 実施					
2	各担当課	業務の見直し	廃止・統合	第五次近江八幡市行政改革実施計画 別紙 参照										
	各担当課	[別掲] 地域総合センターの見直し	地域総合センターを廃止し、これに伴う隣保館、教育集会所、児童館、老人憩いの家を廃止する	同和対策事業の見直し (地域総合センターの廃止)	今日まで地域総合センターでは、基本的な人権尊重の精神ののっとり、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決に資することを目的に各種事業を総合的に行ってきたが、平成19年度をもって廃止することとなったため、施設のあり方について地元協議を行うとともに、用途廃止等について国・県と協議を行う	地域総合センターに位置付けている隣保館、教育集会所、児童館、老人憩いの家を廃止する	地域総合センターを平成20年3月末に廃止したことにより、そこに位置付けられている隣保館、教育集会所、児童館、老人憩いの家の各施設について方向づけを行った  【詳細は以下に記載】	地域総合センターを廃止する					検討	実施
2	人権施策課	[別掲] 隣保館の見直し  (業務の見直し(廃止・統合))	隣保館事業を廃止し、これまでの取り組みの成果を検証する	同和対策事業の見直し (隣保館の廃止・統合)	隣保館の廃止により、施設のあり方について地元協議を行うとともに、用途廃止等について国・県と協議を行う	隣保館を廃止する 存在する課題については引き継ぎ一般施策の中で対応していく	隣保館を廃止する ・八幡会館 用途変更し、八幡子どもセンターとして活用 ・桐原会館 用途変更し、桐原公民館及び八幡子どもセンター分室として活用 ・未広会館 用途廃止し、解体(平成21年3月末完了)	隣保館を廃止する					検討	実施

担当部・課	項目	取組内容 [改革方針]	最終目標 [目的]	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標							
								17	18	19	20	21			
2	子ども支援課	[別掲] 児童館の見直し 業務の見直し(廃止・統合)	児童館6館を廃止・統合し、「子どもセンター」として運用する	同和対策事業の見直しと、子育て支援の充実(児童館の廃止・統合)	新たな子育て支援のニーズに十分な対応が出来ていない限られた地域を対象に事業展開を実施していることから、市全体へのサービス供給が不十分である	子育て支援に関わる事業の対象エリアを各中学校区へ拡大する 地域の人材育成を行い、市民参画の協働事業を展開する	児童館を廃止する ・八幡児童館 用途廃止し、解体(平成21年3月未完了) ・堀上児童館 用途廃止し、解体(平成21年3月未完了) ・大森児童館 八幡西子どもセンターとして活用 ・住吉児童館 用途変更し、社会体育施設として活用 ・末広児童館 八幡東子どもセンターとして活用 ・宮前ゆうゆう児童館 用途廃止し、地元へ無償貸与の方向で調整中 子どもセンターにおける児童健全育成事業の実施を行った ・乳幼児対象の子育て支援 ・小中学生対象の児童健全育成	児童館6館を廃止・統合し、新たに各中学校区に1箇所の子どもセンターを設置し、子育て支援を推進する			検討	実施			
2	教育振興課	[別掲] 教育集会所の見直し 業務の見直し(廃止・統合)	教育集会所事業を廃止し、これまでの取り組みの成果を検証する	同和対策事業の見直し(教育集会所の廃止・統合)	長年にわたり教育集会所と学校が連携を密にして取り組んできた事業は、一定の成果を上げてきた	学校や地域と十分に連携を取りながら、残された課題に対する支援を行う	教育集会所を廃止する ・八幡教育集会所 用途廃止し、社会体育施設としての活用を検討 ・八幡教育集会所別館 用途廃止し、解体(平成21年3月未完了) ・堀上教育集会所 用途廃止し、解体(平成21年3月未完了) ・大森教育集会所 用途廃止し、地元への無償貸与の方向で調整 ・住吉教育集会所 用途廃止し、解体(平成21年3月未完了) ・末広第1教育集会所 地元へ無償貸与の方向で調整 ・末広第2教育集会所 用途変更し、八幡東子どもセンターとして活用 子どもセンターにおいて残された教育課題に対する支援を行なった	教育集会所を廃止する			検討	実施			
2	高齢・障がい生活支援センター	[別掲] 老人憩いの家の見直し 業務の見直し(廃止・統合)	大森・住吉・八幡・堀上・末広東・末広西の6館の管理業務を廃止する	同和対策事業の見直し(老人憩いの家の廃止・統合)	今後の活用状況を考えたうえで施設の廃止について検討する	各老人憩いの家については用途廃止のうえ、地元への無償貸与もしくは無償譲与とする	老人憩いの家を廃止する ・八幡老人憩いの家 休館 ・堀上老人憩いの家 用途廃止し、地元自治会が施設管理費を負担して使用 ・大森老人憩いの家 用途変更し、八幡西子どもセンターとして活用 ・住吉老人憩いの家 用途廃止し、地元自治会が施設管理費を負担して使用 ・末広西老人憩いの家 用途廃止し、地元自治会が施設管理費を負担して使用 ・末広東老人憩いの家 用途廃止し、地元自治会が施設管理費を負担して使用	老人憩いの家を廃止する			検討	実施			
2	各担当課	業務の見直し	再編・整理	第五次近江八幡市行政改革実施計画 別紙 参照											
- (2) 歳入の確保															
- (2) - 新たな歳入の確保															
1	管財契約課	新たな歳入の模索	現在の市広報等の広告料収入以外での新たな歳入の確保に向けた取り組みを進める	安定した財源確保の一助となるとともに、取り組みをおして職員意識改革につながる	今日まで税以外の自主財源を確保するという視点がなかった	新たな歳入の確保に向け、アイデア募集を実施する 具体化に向けた検討を行う	広告事業の促進を図った参考(平成20年度見込み) ・八幡駅自由通路広告:1000千円 ・市広報掲載広告:2100千円 ・窓口用封筒広告:300千円 ・市ホームページへのバナー広告:440千円 ・かわらミュージアム特別展広告:100千円 駅南口自由通路壁面広告の業者委託について検討を行なった 近江八幡市広告事業プロジェクトチームを設置した	自主財源確保の方策を探る 新たな歳入の確保に向けた取り組みを模索する 広告事業実施計画に基づく事業の実施			検討	一部実施	実施		
- (2) - 公有財産の有効活用と処分															
1	管財契約課 住宅課	公有財産の処分	全ての公有用地を精査し、公有用地処分計画を策定のうえ、計画的に売却を進める	歳入の確保	公有財産未利用地としては、事業計画見直し等に生じた普通財産、同和対策事業に伴う残地(普通財産)、土地開発基金財産等の長期保有地などを保有している	平成18年度から5ヶ年計画の年次処分計画を立て売却処分する 「公有用地処分にかかる企画書」の改正を行う	普通財産の一般競争入札による処分を実施した 同和対策事業にかかる残地処分を実施した 普通財産の先着順公募による処分の実施を行った 普通財産の土地売却を進めるため用地測量・登記整理を実施した	公有用地処分にかかる企画書に基づく計画的な普通財産の売却			検討	実施			

担当部・課	項目	取組内容 〔改革方針〕	最終目標 〔目的〕	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度未 達成目標	年度目標							
								17	18	19	20	21			
- (3) 給与の適正化等															
- (3) - 給与の適正化															
1	総務課	給与の適正化	人事院勧告に準拠し、平成18年4月1日において給料水準を平均4.8%引き下げ、幼稚園教諭を行政給料表に適用移行し、教職調整額を7,500円に引き下げる 計画期間内において諸手当等の見直しを行う	給与構造の改革を行い、給与制度を見直す	給与制度については、職務と職費がより明確化された給料表のあり方が求められ、平成17年度人事院勧告で示された給与構造の改革について、平成18年4月1日で行う。経過期間内において細部の調整を行う必要がある	特殊勤務手当の見直しを実施する 地域手当の見直しを実施する 技能労務職員の給料などの総合的な点検を実施する 給与抑制策を実施する(市3役の報酬削減、管理職手当の支給削減)	市3役の報酬削減(市長 5%、副市長、教育長 3%)を継続して実施した 地域手当の支給率を削減1.5% 1%(平成21年度から支給なし)した 管理職手当の削減を継続して実施した(病院医療職除く)課長級以上2.0% 課長補佐級1.6% 特殊勤務手当の見直しについて検討を行なった 技能労務職員の給料等の見直しに向けた取組方針の策定・公表を行なった	給与の適正化を図る	実施						
- (3) - 福利厚生事業の点検・見直し															
1	総務課	福利厚生事業の見直し	職員互助会の事業内容を見直し、縮小を図る 職員(会員)の会費額と市からの補助金額のあり方を引き続き見直す	経費の削減	市の厳しい財政状況の中で、市民の理解を得るためには、職員互助会事業の透明性の確保とともに、事業内容の見直しが必要である	福利厚生事業の縮小・廃止見直し 職員の会費額と市補助金のあり方の見直し	職員互助会検討委員会を設置し、福利厚生事業のあり方と公費補助を伴う事業の精査について検討を行った 平成21年4月～公費補助の削減(4.5%)予定	事業の見直し・廃止を検討 会費と市補助金のあり方の検討	実施						
- (4) 指定管理者制度の活用															
1	各担当課	指定管理者制度の導入	近江八幡市指定管理者制度に係る指針に基づき、効率的な管理運営、利用者の視点に立った管理運営の検証のもと導入を図る	住民サービスの向上 行政コストの縮減 施設機能のさらなる向上	地方自治法の改正により公の施設は直営もしくは指定管理者による管理運営とすることとなった 本市には約150の公の施設が設置されており、それらの維持管理には毎年多くの経費を要している	指定管理者制度導入に係る指針、「公の施設の管理運営に関する方針」に基づき、各施設のあり方を検証する	〔平成18年度導入〕 ・舟だまり(5施設)(H23.3まで) 〔平成19年度導入〕 ・勤労者福祉センター(H23.3まで) 〔平成21年度再選定〕 指定管理者選定審査会・行政評価委員会の評価を受ける中で、施設の最適な管理運営の方法を検討し再選定を行った ・マルチメディアセンター(H24.3まで) ・駅前総合スポーツセンター(H24.3まで) ・駅北口自転車専用駐車場施設(H24.3まで) ・白雲館(H24.3まで) ・沖島漁港(H24.3まで) ・子どもの家(八幡・桐原東・馬淵)(H24.3まで) ・共同浴場(八幡・未広)(H23.3まで) ・いきいきふれあいセンター(H23.3まで) ・総合福祉センター(H24.3まで)	公の施設について管理のあり方を検証し導入する	検討	実施					
- (5) 民間委託・民営化の推進															
〔民間委託〕															
1	地域福祉課	福祉バス運転業務	福祉バス運転業務を委託する	安定したサービスの提供と経費の削減を図る	業務の必要性および行政間与の妥当性について検証が求められる	福祉バス運転業務を委託する 利用者には燃料費分の実費弁償を請求する	民間委託を継続して実施した 利用団体の範囲を拡大した 利用者から燃料費分の実費弁償を徴収した(バス車庫から利用団体集合解散場所間の燃料についても利用者負担とする)	運行の適正管理	実施						
2	第2クリーンセンター	ごみ収集業務の委託化	現在、直営により収集している新聞、雑誌の資源ごみと燃やせないごみおよび粗大ごみの収集業務を委託する	収集業務の効率化と住民サービスの向上を図るとともに、ゴミの減量化を図る	収集を担当する環境整備員の高齢化や退職等による減少により現状体制の維持が困難 ごみ焼却施設の老朽化が進んでいるためごみの減量化に努める必要がある	新聞・雑誌の資源ゴミ、燃やせないゴミ及び粗大ゴミの収集委託 段階別の分別収集による資源率の向上	収集業務体制について見直しを行なった(新聞・雑誌の資源ゴミ、燃やせないゴミ及び粗大ゴミの収集委託) 直営の収集業務について委託し、効率化を図り住民サービスの向上を図った ダンボールを資源ごみとして回収し、ゴミの減量化を促進した	委託業務の適正管理 資源化率の向上	検討	実施					

	担当部・課	項目	取組内容 【改革方針】	最終目標 【目的】	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標				
									17	18	19	20	21
3	学校教育課	学校給食 (調理業務)	小学校における学校給食(調理業務)を随時民間委託に切り替えていく	民間のノウハウを活かし、衛生管理等の充実と安定した給食サービスの提供を図る	総合的な給食のあり方について検討する必要がある	給食運営業務の細分化により、直営と委託の業務の明確化を図る 計画的に調理業務の民間委託化を検討する	桐原小学校で民間委託を実施した委託業務のモニタリングを行うことで内容の見直しを図った	学校給食(調理業務)の民間委託化の拡大を図る	検討	準備	一部実施	一部実施	一部実施
4	教育総務課	スクールボートの運航手法等の見直し	中学生の利便性を確保しながら、効率化を図れる通学手段を検討する	スクールボートの運航手法等の見直し	八幡中学校に通学する沖島在住の生徒などの、通学手段を確保するための方策について検討が必要である	代替手法について、実現性、経費面、他の中学生の通学状況とのバランス面等から比較検討する 地元合意の形成	スクールボートが果たしてきた役割を整理し廃止に伴う影響と対応策について検討した スクールボートの廃止について保護者をはじめ地元関係者と協議を行った 平成21年度より民間船舶を利用した通学への支援に移行する	スクールボートの運航手法等の見直し	検討	検討	検討	検討	実施
【 民営化 】													
1	幼児課	保育所の民営化	多様化する保育ニーズに対応するために民間のノウハウを活用する 効率的な保育運営を目指す	待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応子育て支援の充実を図る	多様な保育ニーズと、子育て支援への対応が困難な状況となっている	待機児童解消のための定員増や延長保育の時間延長等の保育サービスの拡大を図る 在宅家庭を含めた子育て支援事業の充実を図る	2ヶ所の公立保育所について民営化に移行した ・金田西保育所・社会福祉法人による運営 ・金田東保育所・学校法人による運営 保育所運営の民営化を実施し待機児童減少に繋げた	保育の適正管理	検討	準備	準備	実施	→
【 広域的な視点をもった政策運営と広域行政の推進を目指した改革 】													
1	環境課	し尿処理事業の広域化	し尿及び浄化槽汚泥を東近江地域とともに広域で行う	し尿処理の合理化を図る	施設縮小更新の検討と併せて八日市布引ライフ組合への搬入協議を進めた結果、本市のし尿および浄化槽汚泥を八日市布引ライフ組合で委託処理を行っている	八日市布引ライフ組合の施設の大規模改修に合わせて、広域組合への加入に向けた協議を進める	八日市布引ライフ組合におけるし尿等の委託処理を実施した 八日市布引ライフ組合施設の大規模改修時に合わせた広域組合への加入に向け情報収集を行なった	八日市布引ライフ組合におけるし尿等の委託処理 八日市布引ライフ組合施設の大規模改修時に広域組合への加入に向け検討	検討	実施			→
2	合併準備室	広域行政の推進(広域合併)	広域的な行政区域の中で、効率的な行政経営のあり方(合併)を模索する	効率的な広域行政の運営	平成18年12月に滋賀県市町合併推進審議会から「自主的な市町の合併の推進に関する答申」で、構想対象市町の組み合わせとして近江八幡市・安土町・竜王町の合併の枠組みが示された	現在は市町間での事務レベルの協議を継続しているが、市議会の合併推進に向けての研修会や、民間レベルでの研修会の開催を働きかけ、啓発に取り組み	高市町の将来へのまちづくりについて調査、研究会を開催した ・まちづくり研究会(市内)を3回開催して課題や展望の把握に努めた ・まちづくり研究会分科会(市内)を8回開催し、具体的な課題や展望の把握に努めた 市内8学区で合併にかかる市の方針・合併にかかる経過についての説明会を開催した(平成21年1月)	合併新法期限内での広域合併の実現			検討	検討	検討
【 新しい地方自治を担う行政組織と人づくりを目指した改革 】													
- (1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織													
1	各担当課 総務課 財政課	マネジメントサイクル(PDCA)の確立	ISO(国際標準化機構)規格に基づき、業務活動の現状を評価・分析し、マネジメントサイクルにより次年度以降の計画の立案へとつなげていく仕組みを構築する	効率的な行政運営	品質及び環境マネジメントは継続的改善が必須条件であることから、現手順を点検するとともに運用に必要な職員の力量を高める必要がある	ISO(マネジメントシステム)の運用基準・行政改革・業務評価・予算・決算を連動させる 職員一人一人がISO(マネジメントシステム)・業務評価・行政改革・予算編成業務は、効率的な業務の遂行と財政運営を実現するためのツールであると認識する 行政評価(第三者評価)制度を導入し、成果重視による行政運営と、市民への説明責任の充実、職員の意識改革を図る	マネジメントシステムの自主運用 チーム制導入による年2回の内部監査の実施 内部監査結果検討会の開催 市民サービスマニュアルの改訂検討 行政評価(第三者評価)制度を導入し、指定管理者制度導入施設業務(23施設)、重点事業(6事業)、業務点検・評価業務(27業務)についての評価を実施した 市職員、市議会議員、監査委員、市民を対象に行政評価についての研修会を開催した(10月)	マネジメントシステム(MS)と業務評価、予算編成の連携の強化 MSの自主運営の定着と内部監査機能の強化 市民サービスマニュアルの改訂	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
2	総務課	ワンストップ・パームティング体制の構築	開発などの許認可事務の窓口一元化に平成16年度より取り組んでいるが、さらに、横断的な連携の充実と窓口設置場所の確保等サービス向上につながる取り組みを進める	許認可業務の事前相談・具体的な協議等を組織の横の連携を密にすることにより、迅速かつ的確に対応でき、申請者の利便を図る	開発許可に関係する窓口が分散しており利用者(住民)の利便性が低い	許認可業務の事前相談、具体的な協議等に関し、一元化により迅速かつ的確に対応するための窓口を、物的・人的に充実を図る 庁舎2階での窓口の一元化	窓口の一元化により開発に関係する許認可業務について迅速かつ的確に対応できた	窓口の一体化により開発に関する円滑な相談・受付を行う	一部実施	実施			→

担当部・課	項目	取組内容 [改革方針]	最終目標 [目的]	第五次行政改革実施計画策定 時における現状と課題	改革の具体的内容	取組状況(H20.12末の状況)	平成21年度末 達成目標	年度目標					
								17	18	19	20	21	
3	幼児課 子ども支援課	保育所と幼稚園の効果的な運営	就学前教育のあり方の検討 実施計画の策定 既存施設の有効活用と職員 の効果的な配置	保育所・幼稚園における子ども たちの望ましい集団活動を確保し、 効果的な運営を目指す	一部の幼稚園では園児数の減少 で集団機能が低下する一方、 保育所では待機児童が例年発生 しているという課題がある ・幼稚園・保育所の目的や機能 の特性を念頭におきつつ、施設 の運用や人員配置の適正化を 図ることで、現状の課題解決に 向けた有効な施策を推進してい くことが必要である	幼稚園・保育所における連携 した就学前教育の推進に向け 健やかに育つ環境づくりのため 就学前教育のあり方の基本方針 の徹底を図る 育成指針、認定こども園、組 織・体制等の具体的な取組計画 の推進に努める	認定こども園の運営等検討会を開催し、武佐認定こども園 の計画案案について協議を行なうとともに保護者への説明を 実施した 金田西保育所、金田東保育所の民営化を実施した 沖島保育所の幼稚園化を実施した 幼保人事交流を実施した	幼保連携施策推進計画に基 づく業務実施 幼保連携施策推進計画の評 価と見直し	検討	検討	一部 実施	一部 実施	一部 実施
- (2) 定数管理の適正化													
- (2) - 定数管理の数値目標													
1	総務課	定数管理の数値目標	市職員全体で4.64%を削減 する(平成22年度までに49名) 職員の定数管理の適正化を 図り、効果的・効率的な行政運 営を目指す	質の高い行政サービスの提供 と社会経済情勢及び多様な 住民ニーズに的確かつ迅速に 対応できる体制を目指す 歳出予算に占める人件費を 適減する	簡素で効率的な政府を実現す るための行政改革の推進に関 する法律が平成18年6月2日に 施行され、地方公務員数につい て、平成17年4月1日を基準と し、平成22年4月1日までに団体 職員総数の4.64%以上の純 減を図るよう定められたことを 受け、集中改革プランで本市の 職員数目標を定め公表した	新規採用職員を停止する(定 数委員会を除く) 執行体制の適正な維持継続 が図れるよう定数管理を行う	平成20年4月1日時点の公表済 目標数値の1,058名より、更 に42名減の実績職員数1,016 名(平成20年4月1日現在) となった [42名の内訳] 公営企業部門の病院事業の減 (計画数比較 27名) 一般行政部門の退職不補充に よる減(計画数比較 15名)]	定員管理(職員数)の適正化を 図り効果的・効率的な行政運 営を行う[平成21年度:1,037 名]	実施				
- (3) 人材育成の推進													
1	総務課	人材育成の推進	人材育成基本方針の見直し を検討し、効果的な研修を推 進する 平成18年度から人事評価制 度を試行する。(対象は管理職) 職員の育成と意欲向上につ ながる人事評価制度の確立に 向け、検討する。	職員能力の資質の向上による 組織力の向上	・人材育成基本方針の策定から 5年が経過し、見直しの時期に 来ている ・組織の中に相互啓発的な雰 囲気が薄く、人材育成が重要 課題の一つであるという共通 認識が低い	人材育成基本方針について、 庁内に策定委員会等を設け、 見直しについて検討を進め、 限られた予算の中で効果的な 研修を推進する 平成18年度から管理職を対 象に人事評価制度を試行する 職員の育成と意欲向上につ ながる目標管理を取り入れた 新しい人事評価制度の確立に 向け検討し、職員の意識改革 と人を育てる職場環境づくり を目指して組織力の向上を行 う	人事評価制度策定検討委員 会(内部機関)を4回開催し、 人事評価及び人材育成基本 方針の改定について、職員 の育成と意欲向上につながる ように検討を加え、人を育 てる職場環境づくりを目指す		検討	一部 実施	一部 実施	一部 実施	一部 実施
- (4) 公正の確保と透明性の向上													
1	財政課	行政改革実施計画の 進行管理	行政改革の取組内容をできる 限り数値目標を掲げ、成果な どを住民にわかりやすく公表 する 行政改革大綱(考え方)等を 庁内・外に周知する 庁内の推進体制の強化を図 る	効果的・効率的な行政運営	行政改革、業務改善(業務の 点検・評価)、予算編成を結び つけるシステムが確立できて いない	行政改革の取組内容をできる 限り数値目標を掲げ、成果な どを住民にわかりやすく公表 する 行政改革大綱(考え方)等を 庁内・外に周知する 都市経営推進リーダー会議 と行政改革推進本部の役割を 明確にし、推進体制の強化 を図る 業務の見直しの進行状況等 については業務の点検・評 価を実施し対応する	行政に関する職員研修を 実施した(5月) 行政改革推進本部等へ情報 や課題提供を適時行なった 行政改革の3分野(補助金等 ・受益者負担・公の施設の 管理運営)の見直し等の考 え方の職員への浸透を図った	第5次行政改革実施計画との 総括と公表 第6次行政改革へ引き継ぐ 事項の整理 行政改革推進上の課題の 抽出	策定	実施			
- (5) 電子自治体の推進													
1	市民課	戸籍事務の電算化	戸籍事務の電算化を行う	市民サービスの向上と効率的 で正確な事務処理を行う	戸籍事務についてはいわゆる 紙戸籍による管理を行っており、 戸籍の記載は手作業により、 戸籍関係証明の作成は紙戸籍 からの複写に頼っている	戸籍総合システム導入により 戸籍の電算化をおこなうこと で、戸籍及び附票の記載誤り を防止、住民基本台帳と戸籍 附票の統一化を図る	戸籍総合システムの運用(平 成17年12月電算化)により 迅速な戸籍記載と戸籍証明 発行ミスの防止が図れた		実施				
2	情報政策課	情報セキュリティポリ シー(*注)の策定と 運用体制の確立	庁内の情報資産の把握とリス ク分析をし、情報セキュリティ ポリシーを策定する 職員のセキュリティ意識の 向上を図り、運用体制を確 立する 継続的なセキュリティレベル の向上を図る	情報資産の適切な管理	情報システム毎に必要なもの については要綱等の整備が されているものの、情報資産 全体を包括する統一した基 準等は未整備である 各所属におけるセキュリティ レベルには格差がある	庁内の情報資産の把握と リスク分析をし、情報セキュ リティポリシーを確立する 自己点検や内部調査監査に より職員のセキュリティ意 識の向上を図り運用体制を 確立する	情報セキュリティ委員会を 開催した(3月) 職員研修を実施した 自己点検による課題の把握 を促進した(6月、2月) 職員に向けてのセキュリティ 注意の喚起を行なった(随 時)	情報セキュリティポリシーの 運用 自己点検、監査の実施 情報セキュリティに係る 職員研修の実施	検討	実施			

\*「情報セキュリティポリシー」とは、情報資産を守るためのルールを文書化したものです。